

（第1面）
開発事業計画書（新規）変更）

令和7年 7月 3日

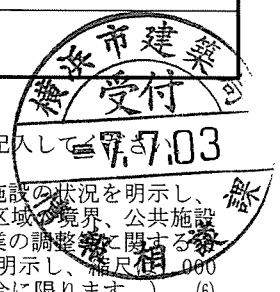
（提出先）
横浜市長

住所 横浜市中区本町6丁目50番地の10
提出者 横浜市建築局長 樹岡龍太郎
電話 045（ 671 ） 2973

（担当者氏名及び連絡先 横浜市建築局公共建築部施設整備課 宮原・櫻井・齋藤 TEL：045-671-2973）
横浜市開発事業の調整等に関する条例第13条第1項、第15条第2項又は第20条第2項後段の規定により、次のとおり開発事業計画書を提出します。

開 発 事 業 計 画 番 号		第2024共開計1001号							
開発事業区域に含まれる土地の地名 地番		横浜市金沢区六浦五丁目1538番208，1635番2							
標 識 設 置 年 月 日		令和6年 5月 23日							
開 発 事 業 区 域 の 面 積		3,980.08㎡							
敷地の概要	区 域 区 分	市街化区域市街化調整区域							
	用 途 地 域	第一種住居地域		高 度 地 区		第4種高度地区			
	指 定 建 ぺ い 率	60%		都 市 計 画 施 設		なし			
	指 定 容 積 率	200%		そ の 他 の 地 域 地 区		準防火地区，法22条区域，緑化地域， 周辺地区又は自動車ふくそう地区			
	宅 地 造 成 等 規 制 法	規制区域 内（外）		景 観 計 画 の 適 用		有 ・ （無）			
地目別	区 分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計		
	面 積	3980.08㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	3980.08㎡		
	比 率	100%	%	%	%	%	100%		
地 域 ま ち づ く り 計 画		都市計画マスタープラン（地区プラン）				無			
		地区計画	無		地域まちづくりプラン	無			
		建築協定	無		地域まちづくりルール	無			
開 発 事 業 の 目 的		共同住宅							
開 発 事 業 の 種 類		☐ ①開発行為（開発区域の面積が500㎡以上のもの等） ☒ ②大規模な共同住宅の建築 ☐ ③市街化調整区域における建築物の建築（敷地面積が3,000㎡以上のもの） ☐ ④宅地造成 ☐ ⑤斜面地開発行為 ☐ ⑥開発行為（開発区域の面積が500㎡未満で、道路の位置の指定を要するもの）							
土 地 利 用 区 分	宅地	道路	公園等	排水施設	貯水施設	公益用地	その他	計	
面 積	3980.08㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	3980.08㎡	
区域面積に対する比率	100%	%	%	%	%	%	%	100%	
条 例 で 必 要 な 空 地	道路状	歩道状	自由利用			緑化			
面 積	0.00㎡	348.82㎡	249.88㎡（6.27%）			906.36㎡（22.77%）			
予定される建築物等									
概 要	用 途	共同住宅			住 戸 数		104戸		
	敷 地 面 積	3,980.08㎡			階 数		地上6階地下0階		
	* 建 築 面 積	1,166.93㎡			* 建 ぺ い 率		29.31%		
	* 延 べ 面 積（車庫等）	4,970.56㎡（478.22㎡）			* 容 積 率		112.88%		
	* 構 造	鉄筋コンクリート造			* 高 さ		18.17m		
	* 棟 数	1棟			* 駐 車 台 数		19台		
開発事業の工事着手予定年月日		令和8年 4月 1日			開発事業の工事完了予定年月日		令和9年 11月 30日		
※ 受 付 年 月 日		年 月 日			年 月 日				
備 考									

- （注意）
- ※印の欄は、記入しないでください。
 - *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。
 - 提出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 開発事業の種類①から⑥までのいずれかに該当する場合は、次の図書を添付してください。
(1) 位置図、(2) 現況図（地形、開発事業区域の境界並びに開発事業区域内及びその周辺の公共施設の状況を明示し、縮尺は2,500分の1以上としてください。）、(3) 公図の写し、(4) 土地利用計画図（開発事業区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設の位置並びに横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第3号まで、第4号ア及び第9号に規定する空地の位置及び形状を明示し、縮尺は2,500分の1以上としてください。）、(5) 造成計画平面図及び造成計画断面図（宅地造成を行う場合に限り。）、(6) 建築物の立面図（予定される建築物が一戸建ての住宅以外の場合に限り。）、(7) 住民説明に使用した開発事業の構想等に関する資料、(8) 標識に土地利用計画図を貼付し、その状況が分かるよう撮影した写真、(9) 説明範囲及び説明対象者が分かるように記入した資料、(10) その他市長が必要と認める図書
 - 開発事業の種類⑥については、第1面のみ記入し、上記4に掲げる図書のうち、(1)から(6)まで及び(8)の図書を添付してください。
 - 開発事業計画書及び図書は、3部提出してください。ただし、上記4(8)及び(9)の図書は、1部提出してください。



説明方法			1 説明会	2 戸別訪問
説明の実施日時			令和6年6月14日18:30～19:30 令和6年6月15日9:30～10:30	年 月 日 ～ 年 月 日
主に説明を行った者の氏名			建築局 市営住宅課 建築局 施設整備課 株式会社松本陽一設計事務所	
説明の項目			説明の内容	
大項目	小項目	確認		
土地の利用計画	開発事業区域の設定	☒	既存市営六浦住宅のある敷地である	
	車・人の出入り	☒	車両は北側道路より出入りする	
	ゴミ置き場	☒	敷地内に設ける	
	敷地内の緑化	☒	条例で定められた面積を確保する。(906.36㎡)	
	道路状, 歩道状, 自由利用空地	☒	歩道状空地および自由利用空地を設ける。(598.70㎡)	
	開発事業区域の外周の排水計画	☒	公共下水道へ接続する	
	集会室	☒	1階中央に整備する	
	(その他)	☐		
予定建築物等の計画概要	用途	☒	共同住宅	
	敷地面積	☒	3980.08㎡	
	戸数	☒	104戸	
	階数	☒	地上6階建て	
	*建築面積等	☒	1,166.93㎡	
	*構造	☒	鉄筋コンクリート造	
	*高さ	☒	18.17m	
	(その他)	☐		
公共施設等の整備	道路の計画	☐		
	公園の計画	☐		
	調整池・雨水流出抑制施設	☐		
	(その他)	☐		
宅地造成	切土・盛土の範囲	☐		
	擁壁の位置・高さ	☐		
	擁壁の種類・構造	☐		
	(その他)	☐		
事業スケジュール	予定工期	☒	令和8年4月～令和9年11月	
開発事業区域における防犯対策	防犯灯等の計画	☒	街路灯を計画	
開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保		☒	車両出入口を交通量の少ない道路に設定することで、通行の安全を確保する	
地域まちづくり計画との整合		☒	策定しておりません	
手続の流れ	意見書の提出	☒	説明終了後5日以内に提出可能	
	縦覧期間中の再意見書の提出	☒	縦覧期間内に提出可能	
その他	(任意に記載)	☐		
		☐		

(注意) 1 主に説明を行った者が法人又は人の代理人又は使用人の場合は、その所属も記入してください。
2 確認欄には、説明の項目の内容を説明したことを確認し、レ点を入れてください。
3 *印の欄については、予定される建築物が一戸建ての住宅の場合には、記入は不要です。

(第3面)

開発事業における配慮項目	開発事業計画における開発事業者の見解
1 殊更に小規模な開発事業区域を設定しないこと。	・ 3980.08㎡の敷地全てを開発事業区域とします。
2 開発事業に伴い必要となる開発事業区域内外の公共施設の整備に関すること。	・ 敷地面積の6%以上の自由利用空地を整備します。 ・ 敷地の道路境界に沿って歩道状空地を整備します。
3 開発事業区域に伴い必要となる開発事業区域内外の公益的施設の確保に関すること。	・ 市営住宅の為、区域内に設置する公共施設及び公益的施設は横浜市に帰属します。
4 開発事業区域に設けた公共施設及び公益的施設の横浜市への引継ぎ等の措置に関すること。	・ 区域内に設置する集会施設は横浜市に帰属しません。
5 横浜市都市計画マスタープラン（区プラン）との整合に関すること。	・ 区マスタープランに基づき、開発区域において良好な住環境の形成に努めます。
6 地域まちづくり計画が策定されている場合は、当該計画との整合に関すること。	・ 計画地を含む地域には、地域まちづくり計画は策定されていません。
7 予定される建築物の建築又は工作物若しくは特定工作物の建設における周辺環境との調和等に関すること。	・ 建物周辺に適切な空地および緑地を設けることで、周辺環境との調和を図ります。
8 住宅の建築の用に供する目的で行う開発事業に当たっては、適正な土地利用の維持及び良好な居住環境の保全に関すること。	・ 区域の外周に緑地を設け、周囲との調和と良好な居住環境の確保に配慮します。 ・ 敷地面積を広く確保し、庭や空地を設けることにより、日照およびプライバシーを確保し、良好な居住環境の形成に努めます。
9 開発事業区域及びその周辺の地域における防犯対策に関すること。	・ 開発区域内においては、十分な街路灯およびフェンスを設置することにより、夜間の視認性を確保し、犯罪の抑止に資する環境を整備します。
10 開発事業区域及びその周辺の地域における通行の安全に関すること。	・ 車両出入口に接する道路においては、歩道を設置することで、歩行者の安全確保を図ります。
11 開発事業区域及びその周辺の地域における利便の増進に寄与する公益的施設用地の横浜市への譲渡に関すること。	
12 横浜市開発事業の調整等に関する条例第24条に規定する開発事業の計画の遵守に関すること。	・ 市長の同意を受けた開発事業計画に従って工事を行い、当該計画に沿って土地を利用します。
13 その他	
※ 第2面の説明の内容に関し、近接住民若しくは地域住民又は地域まちづくり計画運営団体からの意見に配慮した事項、意見を反映し、計画を変更した経緯等がある場合には、開発事業計画書の提出に至るまでの調整の内容について、下枠内に概要を記入してください。	

[illegible]

No.	説明を受けた者の住所・氏名	区分	説明日・方法	説明者氏名	住民意見符号
7	金沢区六浦五丁目	1,2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	1,2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
8	西区高島一丁目 12番33号 京浜急行電鉄株式会社	3	6/3電磁的方法で送付 6/14、6/15説明会欠席		
9	久良岐郡六浦荘村三分	3	6/3資料郵送 (宛所なし) 6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	1,2	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	1,2	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
10	金沢区六浦町	3	6/3資料郵送 (宛所なし) 6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	1,2	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
11	金沢区六浦五丁目	1,2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
12	金沢区六浦南一丁目 28番26号 ブランジュ	1,2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦南一丁目 28番26号 ブランジュ	1,2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
13	金沢区六浦五丁目	1,2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
14	金沢区六浦町	1,2,3	6/3資料郵送 (宛所なし) 6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦町	1,2	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
15	金沢区六浦町	1,2,3	6/3資料郵送 (宛所なし) 6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦町	1,2	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市鶴沼橋一丁目 4番14号 幸友ホーム株式会社	2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目				
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
16	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目				
17	金沢区泥亀一丁目	3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
18	金沢区六浦町	1,2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
19	金沢区六浦町	1,2,3	6/3資料郵送 (宛所なし) 6/14、6/15説明会欠席		
20	金沢区六浦五丁目	1,2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	東京都大田区東馬込一丁目 18番12号 合同会社アイナス	2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
21	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
22	金沢区六浦五丁目	2,3	6/3資料郵送 6/15説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
23	金沢区六浦五丁目	1,2,3	6/3資料郵送 6/15説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
24	金沢区六浦五丁目	1,2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
25	金沢区東朝比奈一丁目	1,2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
26	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	中区花咲町一丁目 21番地中村ビル	2,3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	中野大塚町大塚	1,2	6/3資料郵送 (宛所なし) 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	3	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
27	中区花咲町一丁目	1,2	6/3資料郵送 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
	横濱市金沢区六浦五丁目	1	6/5資料投函 6/14、6/15説明会欠席		
28	金沢区六浦五丁目	1,2,3	6/3資料郵送 6/14説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	

No.	説明を受けた者の住所・氏名		区分	説明日・方法		説明者氏名	住民意見符号
29	金沢区六浦五丁目		3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦町		1,2	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目		3	6/3資料郵送	6/15説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	金沢区六浦五丁目		1,2	6/3資料郵送	6/15説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
30	金沢区六浦町		3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦町		1,2	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
31	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
32	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
33	金沢区六浦五丁目	8番3号	宗教法人 北辰神社	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席	
34	金沢区六浦五丁目		3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目		3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目		3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	東京都目黒区五本木二丁目		3	6/3資料郵送 (宛所なし)	6/14、6/15説明会欠席		
35	東京都大田区田園調布四丁目		3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
36	東京都目黒区五本木二丁目		1,2,3	6/3資料郵送 (宛所なし)	6/14、6/15説明会欠席		
	東京都大田区田園調布四丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目		3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目		3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
37	金沢区六浦五丁目		3	6/3資料郵送	6/14説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	金沢区六浦五丁目		1,2	6/3資料郵送	6/14説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
38	金沢区六浦五丁目	11番5号	有限会社ワイ・デー・デー	2,3	6/3資料郵送 (宛所なし)	6/14、6/15説明会欠席	
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
39	金沢区平潟町	14番20号	有限会社ワイ・デー・デー	2,3	6/3資料郵送 (宛所なし)	6/14、6/15説明会欠席	
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
40	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/15説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	旭区万騎が原		3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	旭区万騎が原		2	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	金沢区六浦町	1397番地・六浦台団地5号棟	1,2,3	6/3資料郵送 (宛所なし)	6/14、6/15説明会欠席		

No.	説明を受けた者の住所・氏名		区分	説明日・方法		説明者氏名	住民意見符号
41	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート					
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦町		3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦南二丁目	7番34号M2ビル	1,2,3	6/3資料郵送 (宛所なし)	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/15説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	金沢区六浦五丁目	11番1金沢コート	1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区柴町	384番地11ハイツ晴嵐	1,2,3	6/3資料郵送 (宛所なし)	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区東朝比奈一丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
42	金沢区六浦町		3	6/3資料郵送	6/14説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	金沢区六浦五丁目		1,2	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
43	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
44	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
45	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
46	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
47	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/15説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
48	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
49	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
50	金沢区六浦南二丁目	47番2号	3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
51	金沢区六浦南二丁目	47番2号	2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
52	横須賀市日の出町一丁目	7番地	3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
53	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
54	金沢区六浦南一丁目		1,2,3	6/3資料郵送 (宛所なし)	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦南一丁目		1,2,3	6/3資料郵送 (宛所なし)	6/14、6/15説明会欠席		
55	金沢区六浦五丁目		1,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
			2		6/14、6/15説明会欠席		
56	金沢区六浦五丁目		3	6/3資料郵送	6/14説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	金沢区六浦町		1,2	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
57	金沢区六浦五丁目		3	6/3資料郵送	6/14説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
	金沢区六浦町		1,2	6/3資料郵送	6/14説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
58	金沢区六浦五丁目		1,3	6/3資料郵送	6/14説明会出席	宮原、小林、齋藤、川上	
59	神奈川県鶴屋町三丁目	29番地4	3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
60	神奈川県鶴屋町三丁目	29番地4	3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
61	神奈川県鶴屋町三丁目	29番地4	3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
62	神奈川県鶴屋町三丁目	29番地4	3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
63	神奈川県鶴屋町三丁目	29番地4	3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
64	横須賀市根岸町五丁目	12番20号ハイムコイン	2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目						
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
65	金沢区六浦五丁目		1,2,3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
66	金沢区六浦町	1609番地の1	3	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	金沢区六浦五丁目	8番3号	2	6/3資料郵送	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
	横浜市金沢区六浦五丁目		1	6/7資料投函	6/14、6/15説明会欠席		
67	金沢区寺前一丁目	9番26号(六浦白梅公園)	3	6/3電磁的方法で送付	6/14、6/15説明会欠席		

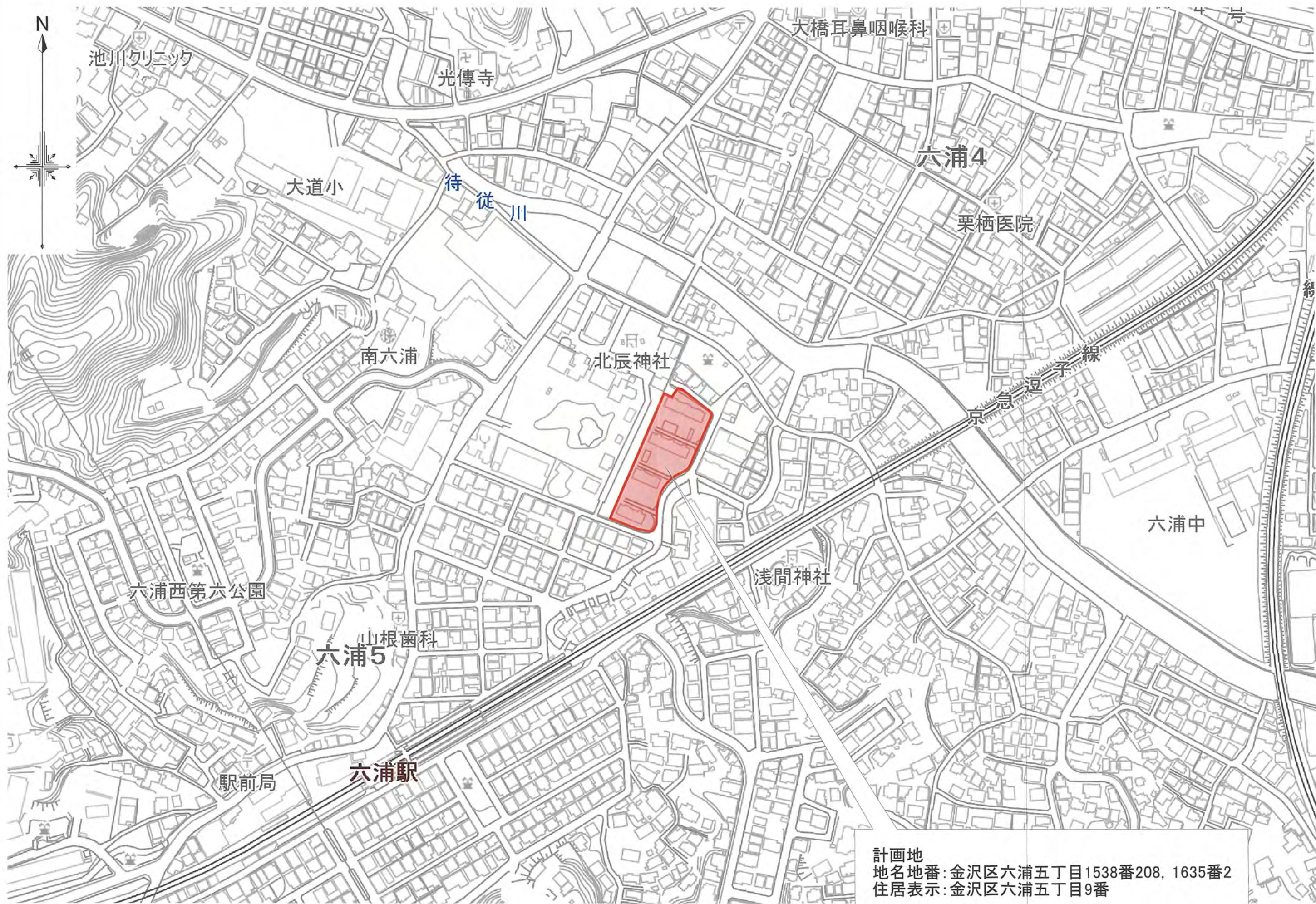
(注意) 区分の欄には、建築物の占有者(居住者、営業者等)にあっては1、建築物の所有者にあっては2、土地の所有者にあっては3を記入してください。

住民意見 見符号	説明に対する住民の意見	見解書 送付日	住民の意見に対する開発事業者の見解又は措置
	工事の詳細は何も決まっていないと思うが、再度説明会は行うのか。	/	工事の乗り込みの際には再度説明を行う。
	工事中に街灯はついているか。 白梅公園周辺は塾帰りの若い人の出入りが多く、塾帰りの子供等人通りも多い。 住民は暗いと不安になる。	/	敷地内の街灯は工事の時には一時撤去を行い、新築の際には新たな街灯を設置する。工事中は現場には仮囲が設置され、暗いところは照明の設置を施工者の方で検討する。
	車の出入りは北側だけか。■■■が出入口の目の前にあり、道も狭く心配である。	/	車の出入りは南側も検討したが、南側も狭く交通量が多い。交通量が少ない北側に計画をした。入口は出入りがしやすいように道路に対して斜めに計画を行っている。
	歩道と車道は段差があるのか。今の道路幅の中で歩道を作るのか。	/	段差は10cm程度付ける計画である。車道の幅は変わらず歩道は現在の敷地の中に新たに整備を行う。
	駐車場は104戸に対して19台となっているが、新たに若い人も入り整備台数が少ないと思われるがどのような計画をしているのか。	/	現在の居住者は高齢かつ単身の方も多く、駐車場もない。整備台数については、2DK以上の2人以上が住む想定の子供の部屋のうち、条例に基づいて、4割程度と考えて計画を行っている。
	トラックの入り口はどこか？周辺道路は狭くスクールゾーンもある。	/	北側と南側の2ルートしか考えられないが、普段から交通量も多く混んでいる道であり、登下校の時間帯等に、安全を確保できるように誘導員を配置して対応をしていく。
	大型車が入り振動による被害も懸念される。■■■が近いのだが何かあったらどのように対応するのか。	/	工事の前後家屋調査を実施し、工事の影響かどうかを判断切るようにする。同意があれば建物の中も調査できる。詳細は着工の前に改めて説明会を行う。
	工事前の説明会はいつか。	/	解体はR7.5月頃に施工者が決定する予定で、説明会は5月末頃を予定している。
	今ある桜の木は伐採するのか。	/	歩道上空地に影響する場所にあり、伐採を予定している。
		/	
		/	
		/	
		/	

住民意見 見符号	説明に対する住民の意見	見解書 送付日	住民の意見に対する開発事業者の見解又は措置
	工事が行われる時間は何時から何時か？土日祭日は工事あるか？工程表等の掲示や配布の予定はあるか。	/	工事は08：00-18：00の予定だが、騒音振動の出るものは09：00-17：00とする予定。原則土日は休工となる。工事の状況のよっては土曜日もあり得るがその場合はお知らせをする。工程は仮囲いに掲示してお知らせをする予定。
	工事車両が搬入待ちで道路に停車していたりすることがないようにしてほしい。またそのようなことがあった場合にはどこに連絡すればよいのか？	/	まずは業者にそのようなことが無いように指導をしていく。大型車両の搬入時には誘導員を配置して対応をする。作業員には乗り合わせや、周辺駐車場の利用やコインパーキングの利用などを案内する。何かあった場合には現場の代理人が市に連絡を入れてほしい。
	業者は何名くらい来るのか。	/	多い時には100名以上の時もある。作業員には乗り合わせや公共交通機関の利用も含めて検討する。
	搬入車両は南側の公民館の前の広場（道路）に停めることがあるが、町内会には事前に声をかけて挨拶をしてほしい。 白梅公園の方はスクールゾーンもある。	/	基本的には周辺道路には停めないようにする。その他注意する場所等があれば教えてほしい。着工時にも改めて説明会を行う。安全第一に考えていく。
	樹木の伐採はあるか。その後の計画は	/	現在の樹木は撤去を予定している。新たな植栽計画はこれからとなる。
	搬入車両はSOMP Oの通り（南側）を通るのか。	/	南側のSOMP Oの前の通りは大型車両の通行は難しいと考えており、さらに南側と北側の2ルートを考えている。
	車両が会館の前を通るのは再考願いたい。町内にダンプが通行しないようにしてほしい。子供も遊んでいたり、保育園の散歩コースにもなっている。白梅公園の方からの搬入として欲しい。 生活道路の中の通行は危ないので避けてほしい。マンション作った時も神社の前から白梅公園を回った。道路にはガス管などもあり影響が出たら困る。道路や建物の調査も必要ではないか。それ以前に通らないで欲しい。堰堤にはヒビが入っており、大型車両の通行は再検討して欲しい。小型でやってほしい。	/	現在のところ北側と南側の2ルートしかないが、道幅的にも大型車両の進入が厳しいと考えているが、道路の構造的にはある程度の車両は通行できることとなっている。道路については土木事務所と協議を行っていく。建物に対する影響については事前に調査をする予定であり、工事前に実施する説明会で家屋調査についても案内をする予定である。 搬入ルートについては相談させていただきたい。 緑地を整備したり歩道上空地も整備して地域の生活環境もよくしていきたいと考えている。
	白梅公園側は日常から通行時にすれ違いで苦労をしている。スクールゾーンでもあり公園では子供たちも遊んでいるので注意をして欲しい。	/	誘導員を配置するなどして、安全対策をしていきたいと考えている。
	新しい建物にEVはつくのか。	/	中央に1基整備される予定。
	排水は新しく作るのか。川に流れることはないか。	/	川に何かを流すことはなく、道路に埋設されている公共下水管に接続する計画となっている。
	6/24に大道小学校でスクールゾーン協議会が予定されているが、資料を渡してもよいのか	/	資料配布をしていただいて構わない。

(第5面) 意見書

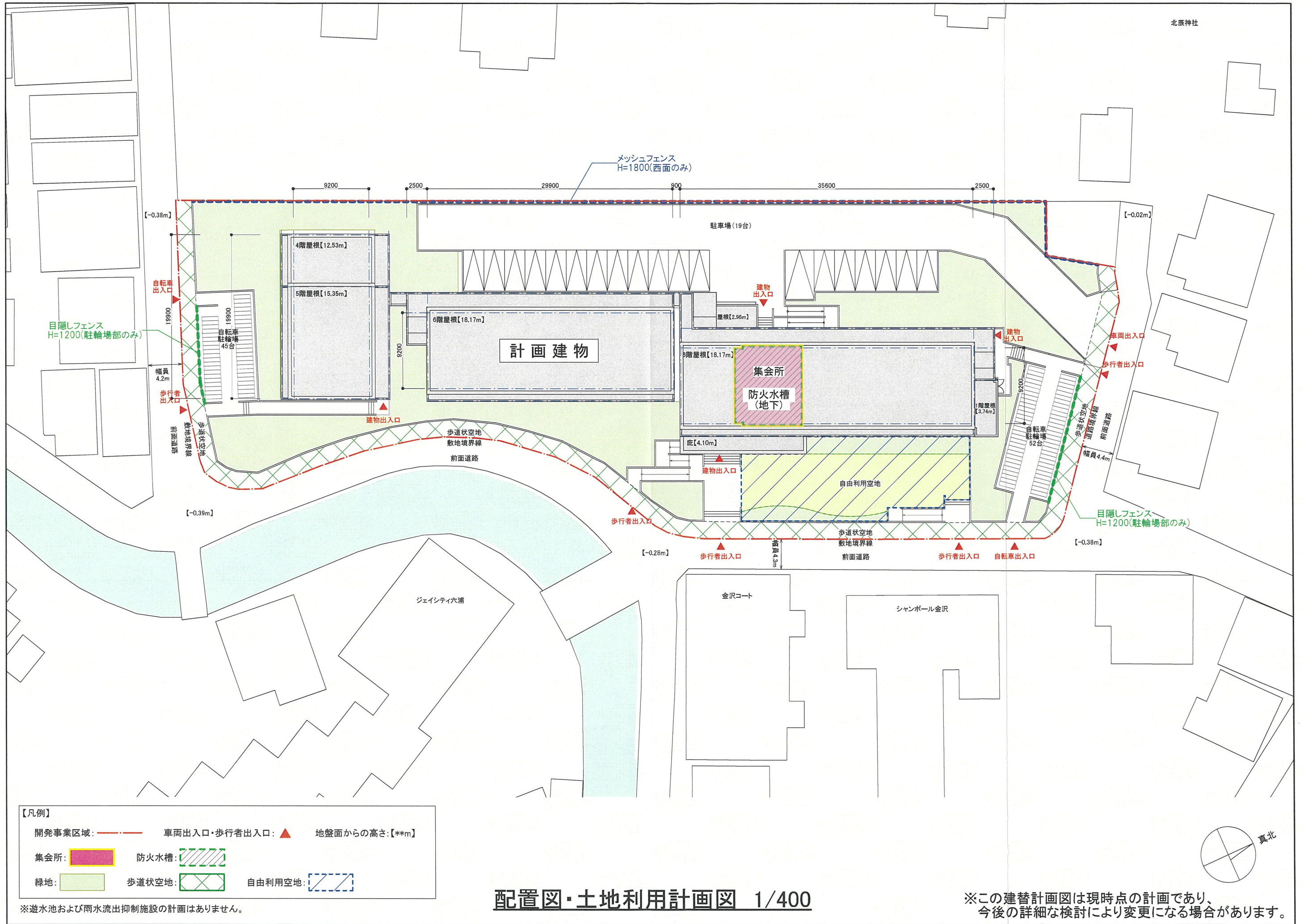
住民意見 見符号	説明に対する住民の意見	見解書 送付日	住民の意見に対する開発事業者の見解又は措置
	南側駐輪場の自転車出入口を、歩行者出入口の川側に変更して頂きたい。 予定されている出入口は一般住宅の玄関と対面しており、自転車の出入時の騒音が、朝夜に発生する為非常に迷惑である。 こちら側の道路は直線の為、自動車がスピードを出し、更に北辰神社の塀が見通しを妨げ危険である。	7/23	駐輪場出入口の位置について、近隣住宅との位置関係や、見通しのよさ、駐輪場への出入りのし易さ等、総合的に検討いたします。
		/	

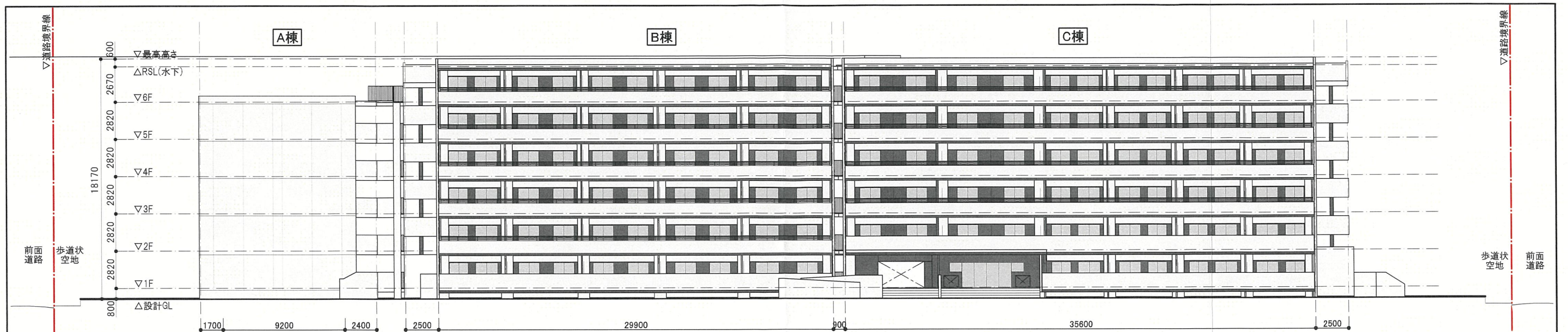


位置図 1/2500

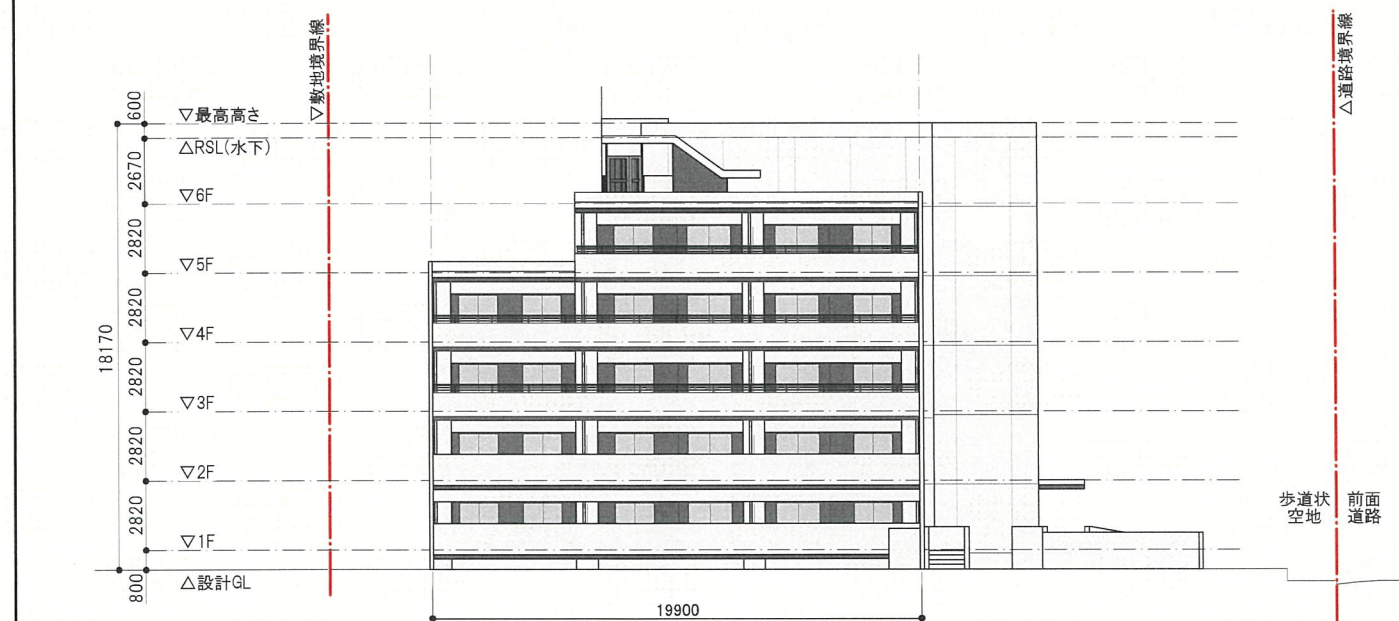


請求部	所在	横浜市金沢区六浦五丁目				地番	1538番93			
出力縮	1/600	精度区		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				補記事項	

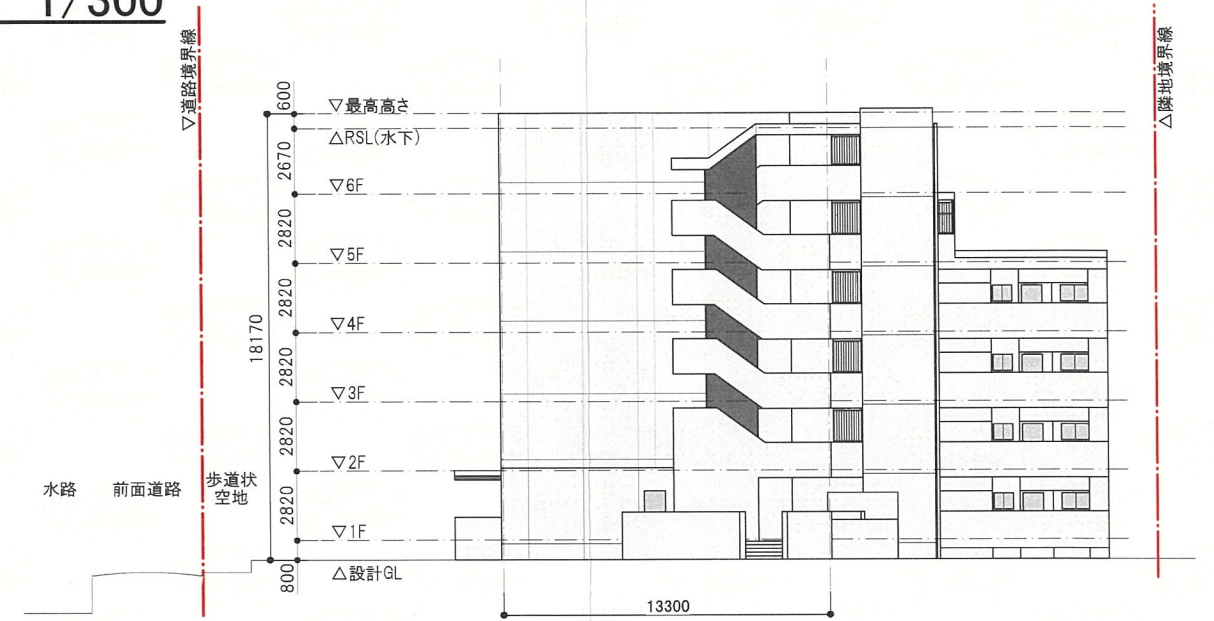




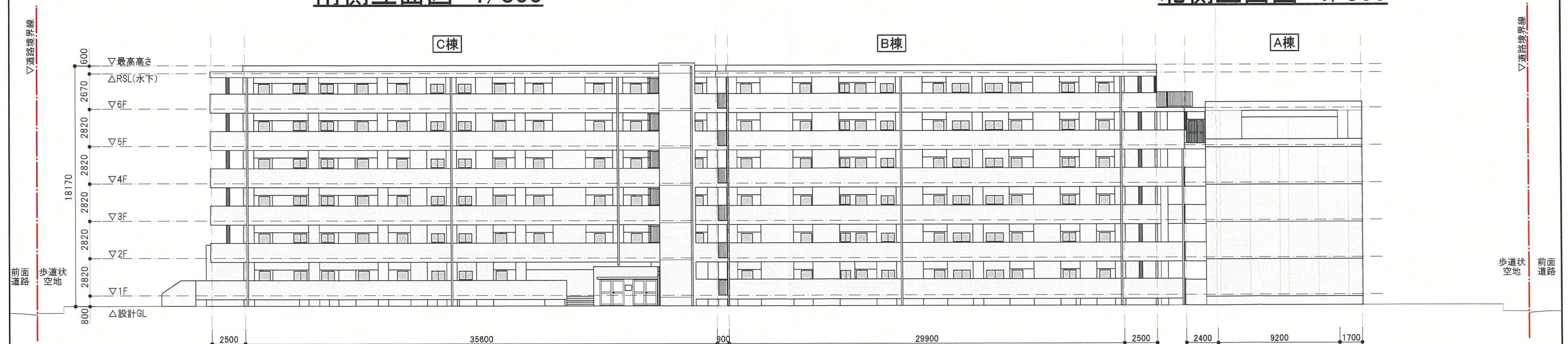
東側立面図 1/300



南側立面図 1/300

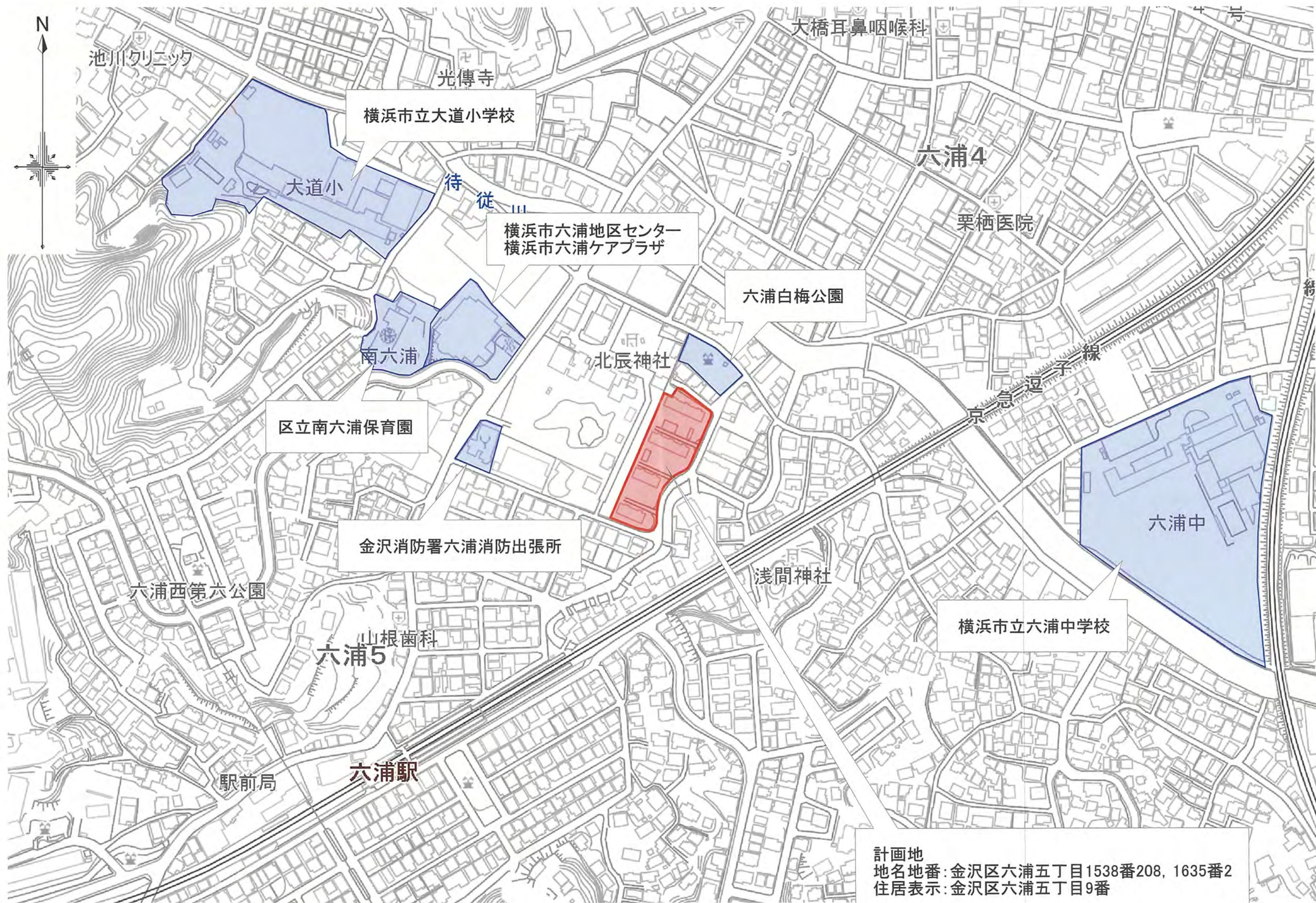


北側立面図 1/300



西側立面図 1/300

※この建替計画図は現時点の計画であり、
今後の詳細な検討により変更になる場合があります。



周辺公共施設図 1/2500

ご近隣にお住まいの皆さまへ

発 注 課 : 横浜市建築局市営住宅課
設計・工事担当課 : 横浜市建築局施設整備課
設 計 者 : (株) 松本陽一設計事務所

六浦住宅建替事業に関する説明会の開催について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より横浜市政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、横浜市金沢区六浦五丁目9番の「六浦住宅」において、建替えの計画を進めています。

つきましては、「横浜市開発事業の調整等に関する条例（通称：開発調整条例）」及び「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（通称：中高層建築物条例）」に基づき、計画地のご近隣の皆様を対象に、計画内容の説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

説明会開催日時及び開催場所

開催日		開催時間	開催場所
第1回	令和6年6月14日（金）	午後6時30分から 午後7時30分まで	横浜市六浦地域ケアプラザ （住所：金沢区六浦5丁目20番地2号） ※裏面をご参照ください。
第2回	令和6年6月15日（土）	午前9時30分から 午前10時30分まで	
※いずれの回も説明内容は同一のものです。この資料に沿ってご説明しますので、 説明会へ出席する際は資料をご持参ください。			

説明内容及び資料

① 事業概要及び工事の内容

資料1 「事業概要について」 資料2 「工事概要について」

記載した工事のスケジュールで事業を進めてまいります。

工事の実施にあたっては、作業時間や安全対策などしっかり守って実施します。

② 事業等の説明を受けるのにあたって

添付1～4 解体工事・建築計画・開発事業の構想等について

「開発事業の構想に対する意見書」

開発事業の構想についてご意見がある場合については、同封の書式を使ってご提出ください。

【連絡先】

☐ 事業に関すること

担当: 建築局 市営住宅課 田中・小林・早川（電話: 045-671-2942）

☐ 設計・工事に関すること

担当: 建築局 施設整備課 宮原・齋藤・櫻井（電話: 045-671-2973）

横浜市六浦地域ケアプラザ 案内図



会 場 : 横浜市六浦地域ケアプラザ
所在地 : 〒236-0031
金沢区六浦5-20-2(1階)
電 話 : 045-349-5141

六浦住宅建替事業 事業概要について

1. 事業化について

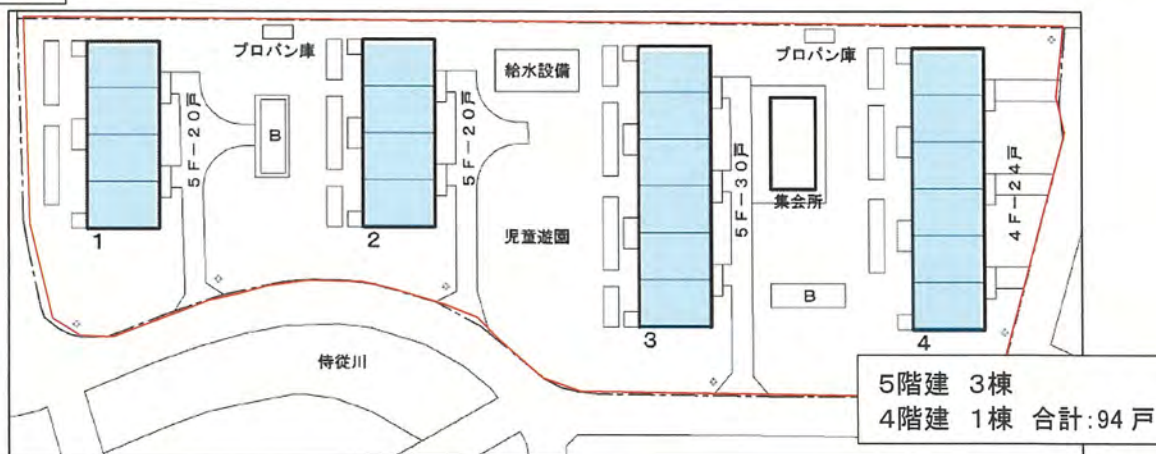
六浦住宅は、建築後約 60 年を経過して老朽化が進み、浴室がない等、現代の生活状況に適さない住宅性能となったため、「市営住宅の再生に関する基本的な考え方(平成 30 年4月策定)」に基づき建替を行います。

2. 事業に関するスケジュールについて(予定)

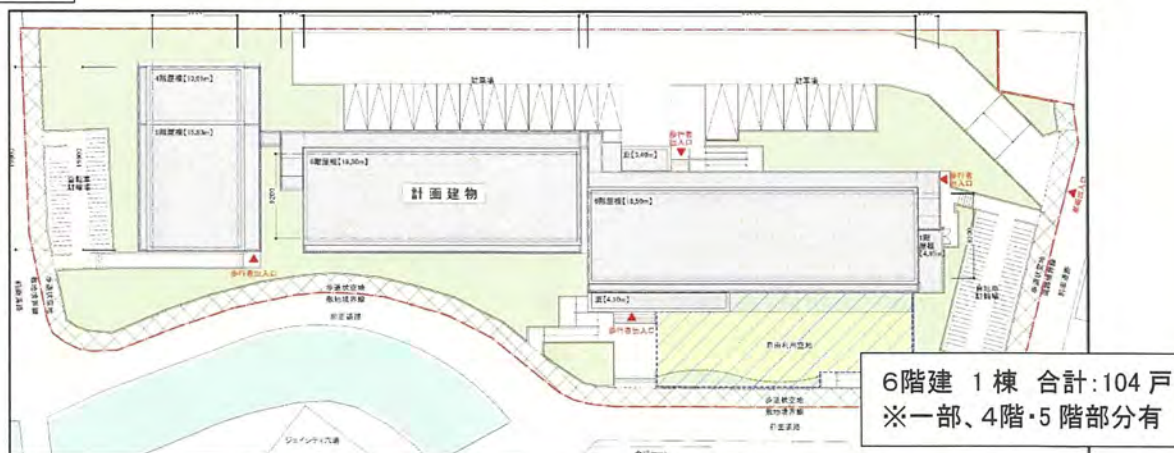
	令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
移 転			仮移転							戻り	移転	
工 事				解体工事			建築工事					

3. 現状及び今後の計画について

既存配置図



計画配置図



六浦住宅建替事業 工事概要について

■事業の概要

金沢区六浦五丁目にある、市営六浦住宅の建替えを行います。

(1) 解体工事

□規模等

- ・主要用途 共同住宅（市営住宅）
- ・規模 共同住宅：鉄筋コンクリート造 5階建て 3棟、4階建て 1棟
集会所：木造 平屋建て 1棟
駐輪場：鉄骨造 平屋建て 2棟
プロパングス置場：コンクリートブロック造 2棟
- ・高さ 14.45m
- ・延べ面積 3,968.15 m²
- ・住戸数 94戸
- ・付帯設備 児童公園

□工期 令和7年4月上旬～令和8年3月下旬（予定）

□発注者 横浜市建築局市営住宅課

□設計・工事担当課 横浜市建築局施設整備課

□施工者 未定

□工法及び周辺への安全対策

工法は一般的な圧砕工法とし、解体面以外では足場組及び防音パネルを設置するとともに、解体部分は散水にて騒音・粉塵抑制に努めます。工事車両の出入りについても、周囲の歩行者の安全に十分配慮します。

(2) 新築工事

□規模等

- ・用途 共同住宅（市営住宅）
- ・敷地面積 3,980.08 m²
- ・規模 鉄筋コンクリート造（住棟） 6階建て 1棟
- ・高さ 18.50m
- ・建築面積 1,091.20 m²（建蔽率：27.42%）
- ・延べ面積 4,939.49 m²（うち容積対象床面積算定外：188.89 m²）（容積率：119.36%）
- ・住戸数 104戸
- ・付帯施設 駐車場、駐輪場

□工期 令和8年4月上旬～令和9年11月下旬（予定）

□発注者 横浜市建築局市営住宅課

□設計・工事担当課 横浜市建築局施設整備課

□施工者 未定

□工法及び周辺への安全対策他

- ・工法は、一般的な現場打コンクリート工法を採用します。
- ・騒音・振動防止については、低騒音・低振動の重機及び工法を選定し、近隣の皆様及び通行人の方々に危険を及ぼすことのないよう十分な措置を講じます。
- ・工事車両については、周辺環境に留意した適切な運行管理を行い、歩行者及び一般車両の安全かつ円滑な運行確保に努めます。
- ・電波障害については、新設する建物に起因してテレビ電波障害が生じた場合は、適切な対応を行います。

※工事工程や作業時間等の詳細な内容は、（1）及び（2）の各工事の施工者が決まり次第改めてお知らせします。

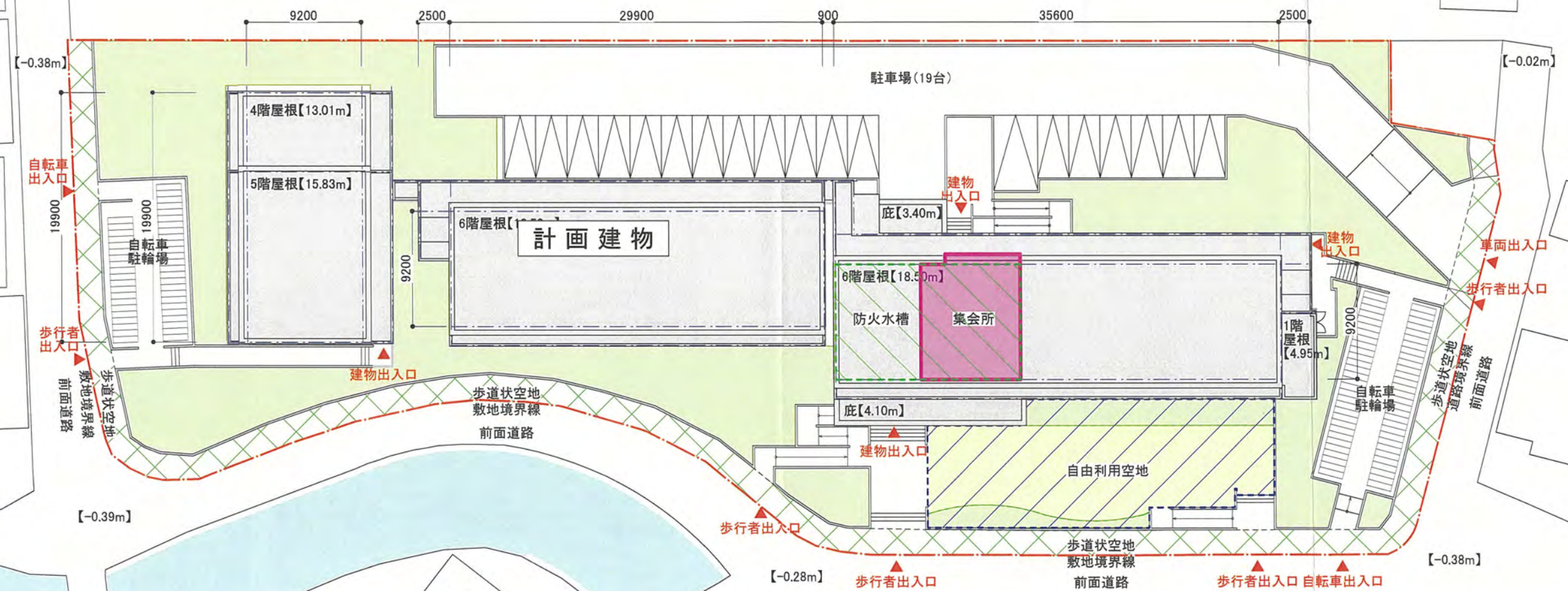


付近見取り図 1/1000



現況図 1/500

北辰神社



【凡例】

開発事業区域: ———— 車両出入口・歩行者出入口: ▲ 地盤面からの高さ: 【**m】

集会所:  防火水槽: 

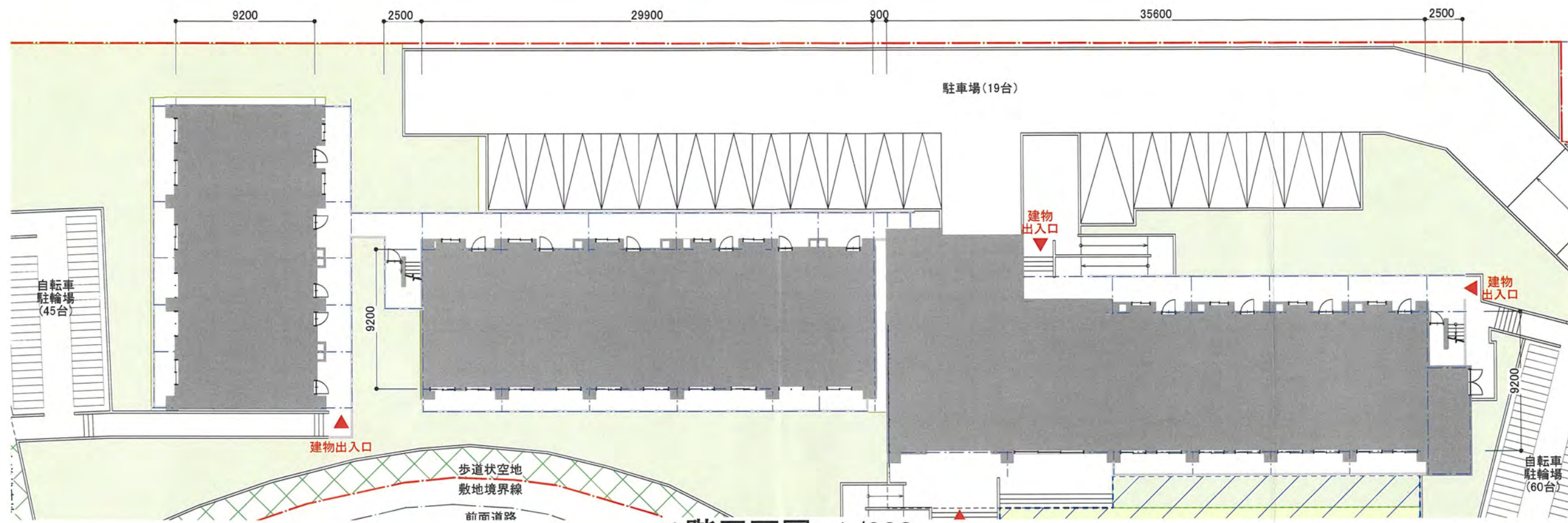
綠地:  步道狀空地:  自由利用空地: 

※遊水池および雨水流出抑制施設の計画はありません。

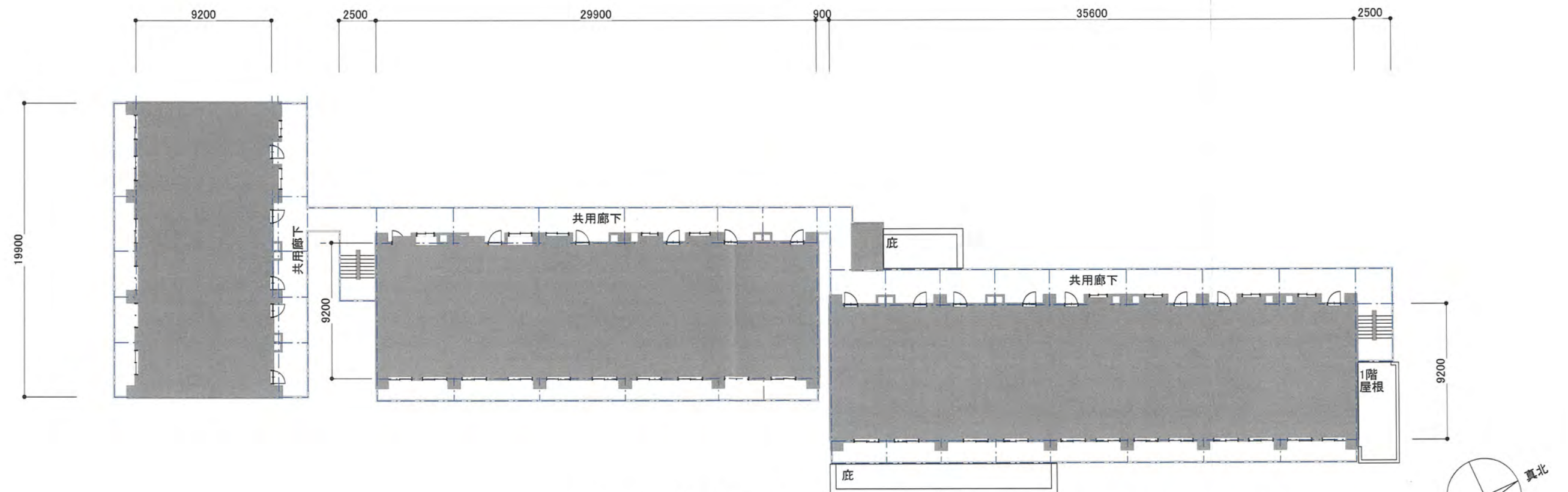
配置図・土地利用計画図 1/400

※この建替計画図は現時点の計画であり、
今後の詳細な検討により変更になる場合があります。



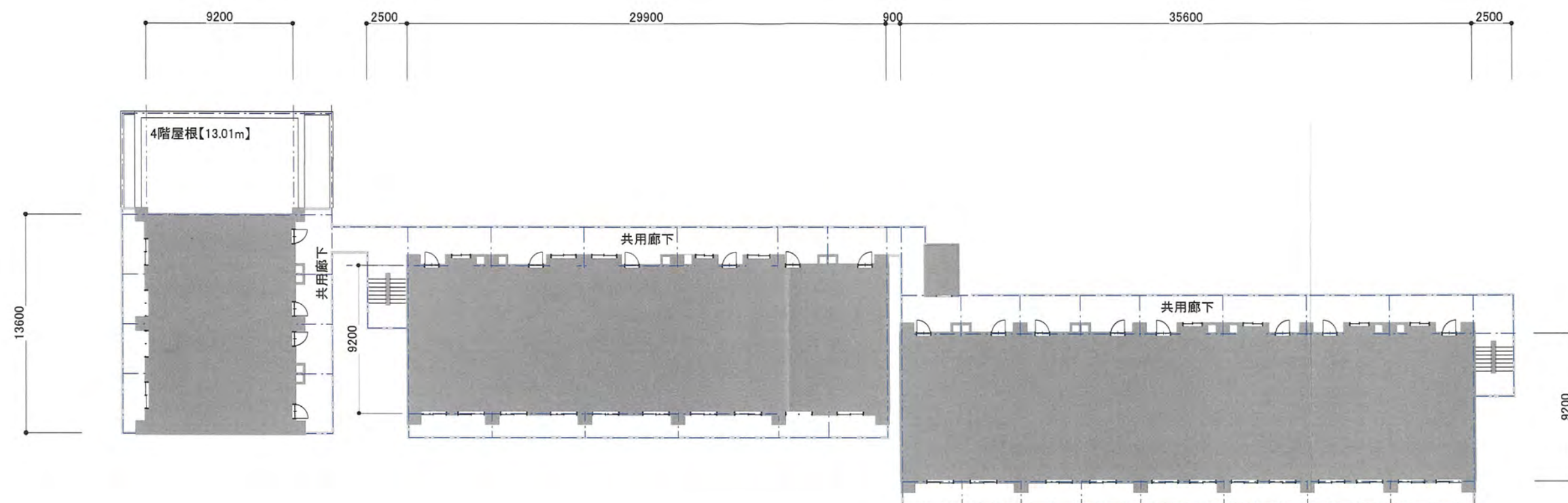


1階平面図 1/300

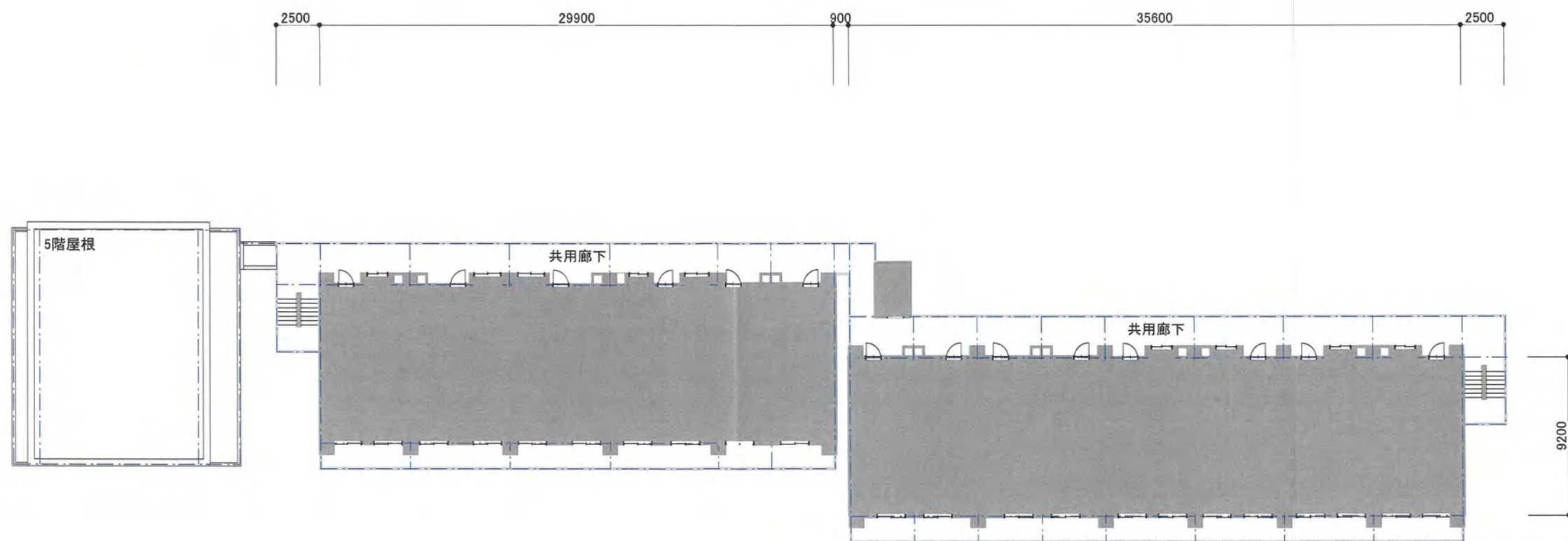


2～4階平面図 1/300

※この建替計画図は現時点の計画であり、
今後の詳細な検討により変更になる場合があります。



5階平面図 1/300



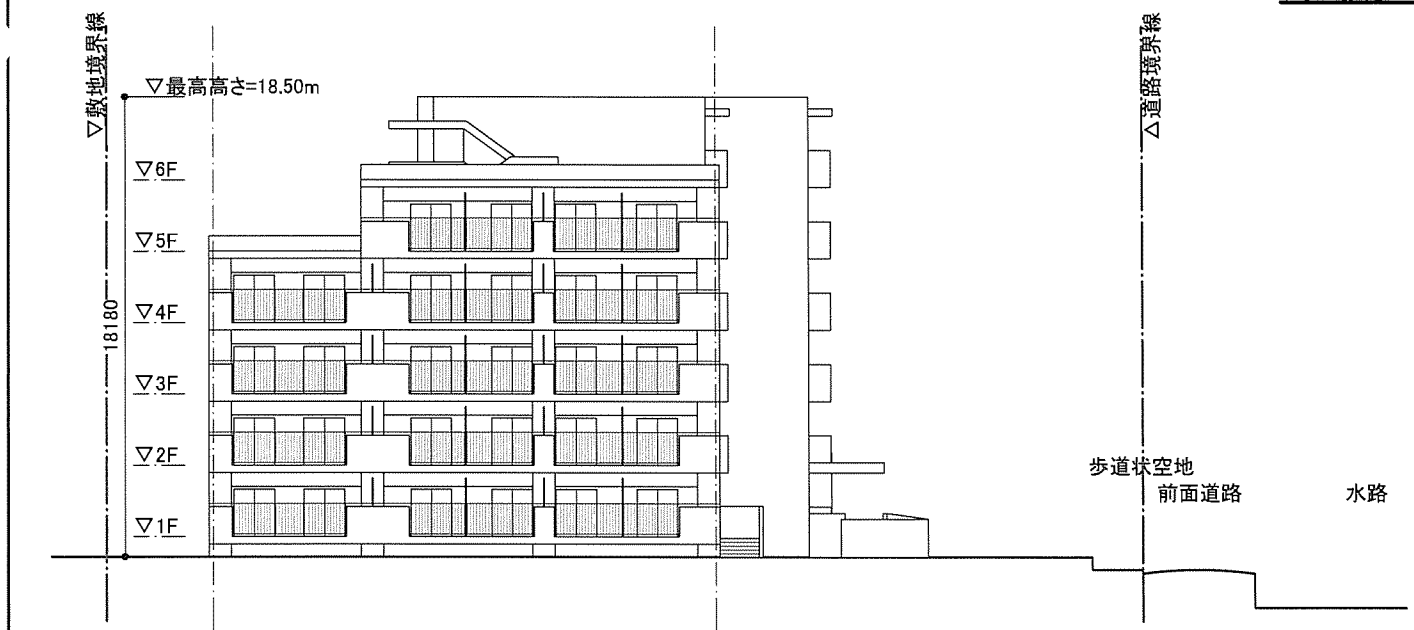
6階平面図 1/300

※この建替計画図は現時点の計画であり、
今後の詳細な検討により変更になる場合があります。

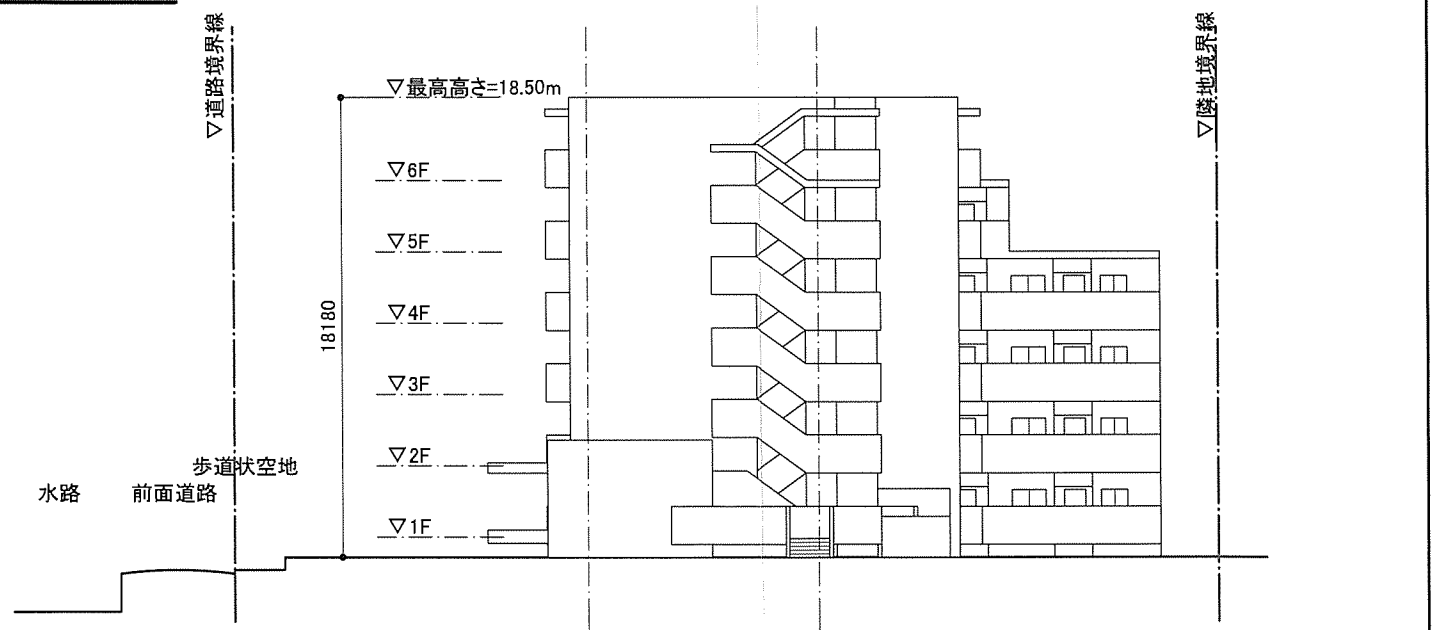




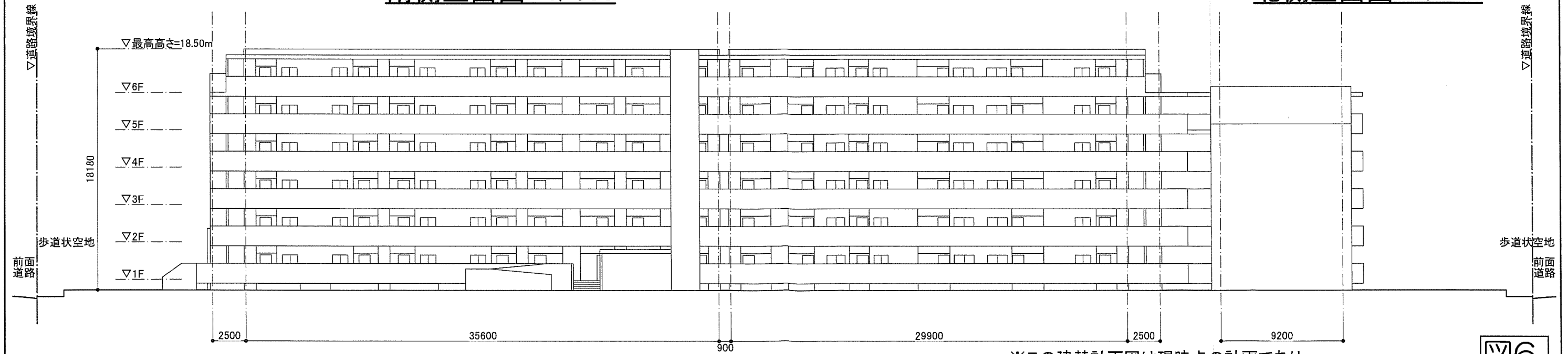
東側立面図 1/300



南側立面図 1/300

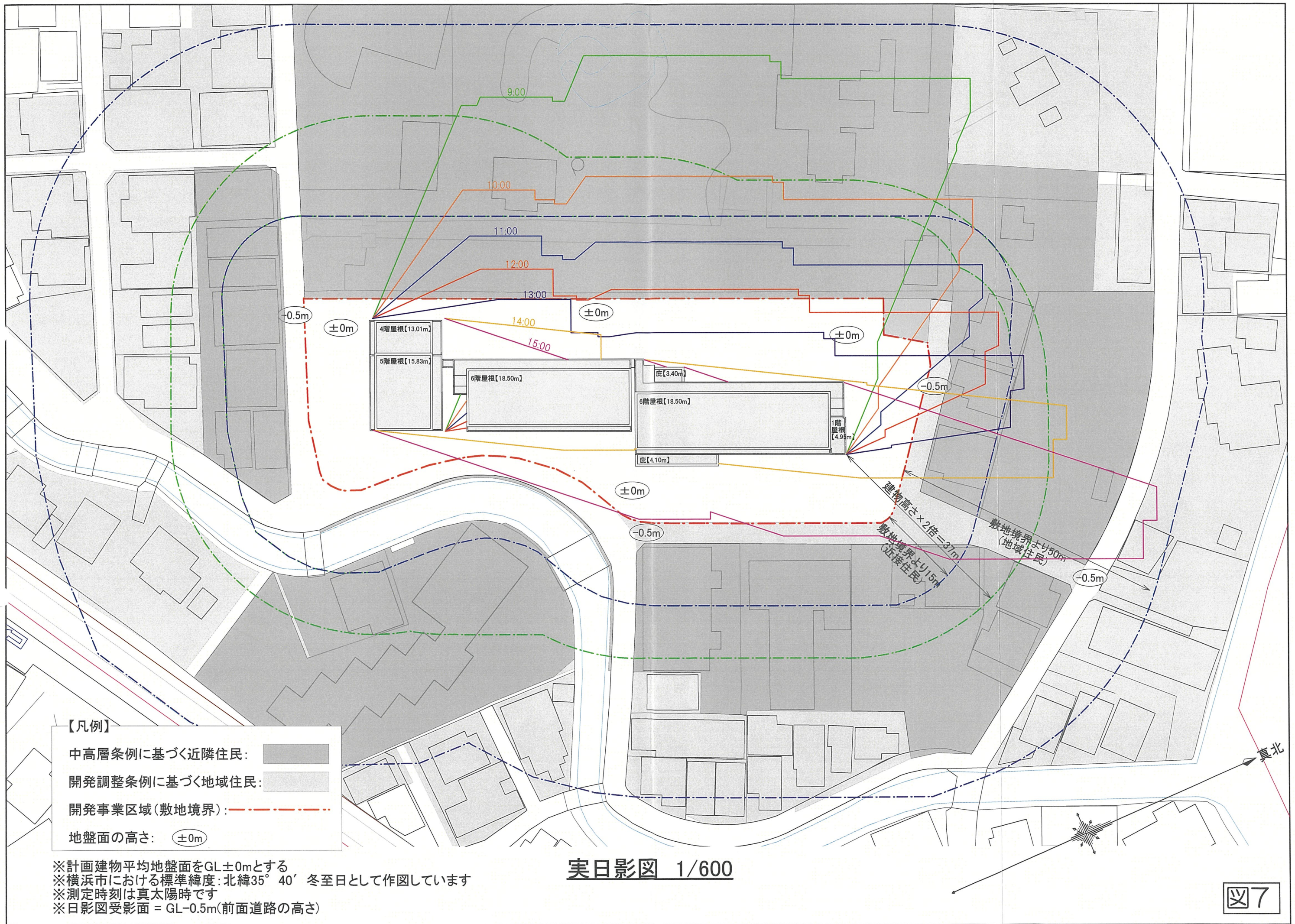


北側立面図 1/300



西側立面図 1/300

※この建替計画図は現時点の計画であり、
今後の詳細な検討により変更になる場合があります。



解体工事計画の説明を受ける住民の皆様へ

横浜市では、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」（以下「条例」）に基づき、中高層建築物等の建築に既存建築物（非木造）の解体工事を伴う場合において、当該解体工事計画についても、建築主から近隣住民の皆様へ説明することを義務付けています。このチラシは横浜市が作成し、条例に基づき説明資料に添付し、配布をお願いしているものです。

ステップ1 建築主側の説明を聞きましょう

解体工事計画の概要

- ・ 解体される建物の規模・構造、アスベスト等の使用の有無
- ・ 工事期間 （例）作業時間、日・祝祭日の作業の有無
- ・ 工法・作業方法 （例）振動・騒音・粉じん対策、アスベストの除去方法等
- ・ 近隣家屋への影響 （例）家屋調査実施の有無など
- ・ 工事車両の通行 （例）搬入等の運行経路、安全対策



説明を受けるときは、分かるまで説明を求めましょう。皆様が不在だった際には不在票等が投函される場合があります。その場合、建築主に連絡をとり説明を受けることができます。

ステップ2 要望がある場合は建築主側と話し合いましょう

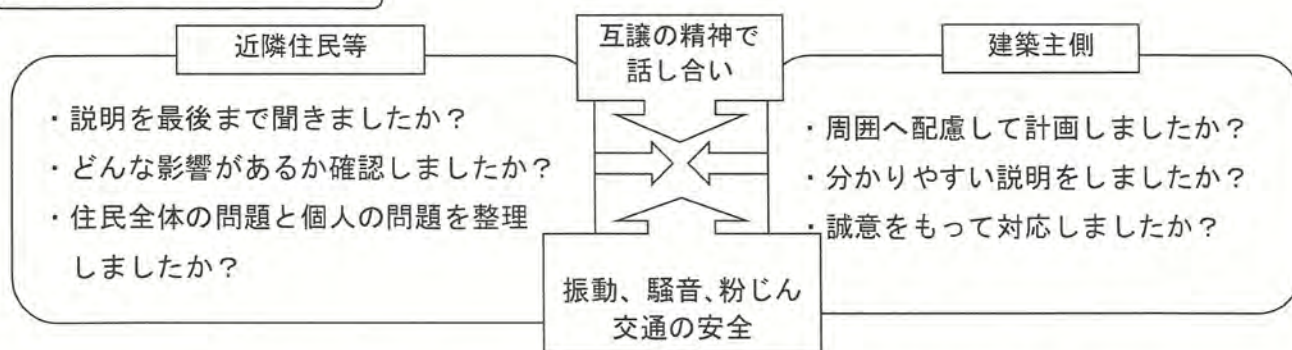
(1) 要望事項を整理

- ・ 問題点を整理
- ・ 改善を希望する内容を理由も付けて書面にする
- ・ 要望に対する回答期限は明確にする

(2) お互いの立場を尊重し、譲り合いの精神で話し合う



話し合いでの両者の立場



※お互いが一方的な主張に終始すると、話し合いが成立せず双方にとって不利益です。

※話し合いを行ったにもかかわらず、その解決が困難となった場合、条例に定める近隣住民・周辺住民は、解体工事が完了するまでの間、市長に紛争調整の申し出を行うことができます。

ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

横浜市 建築局 情報相談課 電話 045-671-2350

建築計画の説明を受ける住民の皆様へ

横浜市では、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」（以下「条例」）に基づき、建築主から近隣住民の皆様へ建築計画を説明することを義務付けています。このチラシは横浜市が作成し、条例に基づき説明資料に添付し、配付をお願いしているものです。

ステップ1 建築主側の説明を聞きましょう

（１）建築計画の概要

- ・ 建物の用途 （例）共同住宅、事務所、店舗など
- ・ 建物の配置・形態・高さ・規模 （例）敷地境界からの距離、日影の状況、ベランダ・窓の位置、電波障害など

（２）工事の施工概要

- ・ 工事期間 （例）作業時間、日・祝祭日の作業の有無
- ・ 工法・作業方法 （例）振動・騒音対策等
- ・ 近隣家屋への影響 （例）家屋調査実施の有無など
- ・ 工事車両の通行 （例）搬入等の運行経路、安全対策



（３）建築の利用形態

（例）駐車場の出入り口の安全対策、営業施設の場合には営業時間など

建築主（または代理者）には、事前に皆様に「近隣説明用資料」を配付したうえで、日を改めて説明するようお願いしています。記載されている説明予定日の都合が悪ければ、説明日を変更してもらってください。また、説明会が開催される場合には、できるだけ出席して説明を聞いてください。

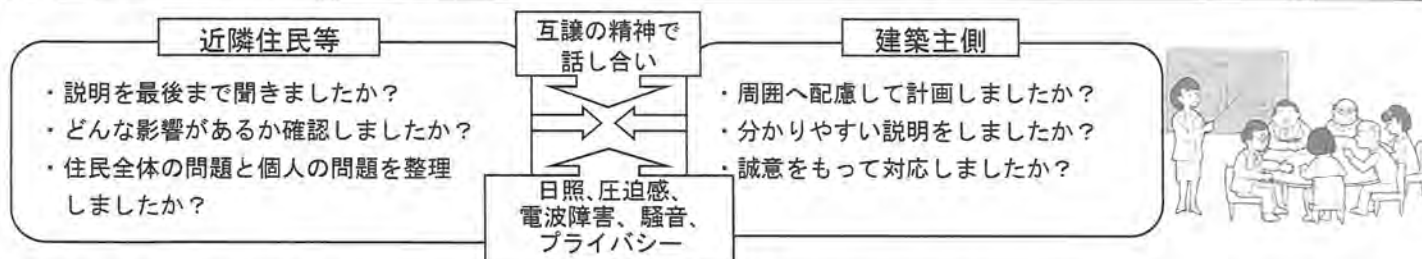
あらかじめ、周辺の地域にどのような建物が建てられる可能性があるのか、都市計画法上の用途地域による制限、建築基準法などの規制内容について調べておきましょう。

近隣説明用資料や、説明を聞いてもわからない点がある場合は、改めて建築主（または代理者）に説明を求めるか、横浜市建築局情報相談課までご相談ください。

ステップ2 要望がある場合は建築主側と話し合しましょう

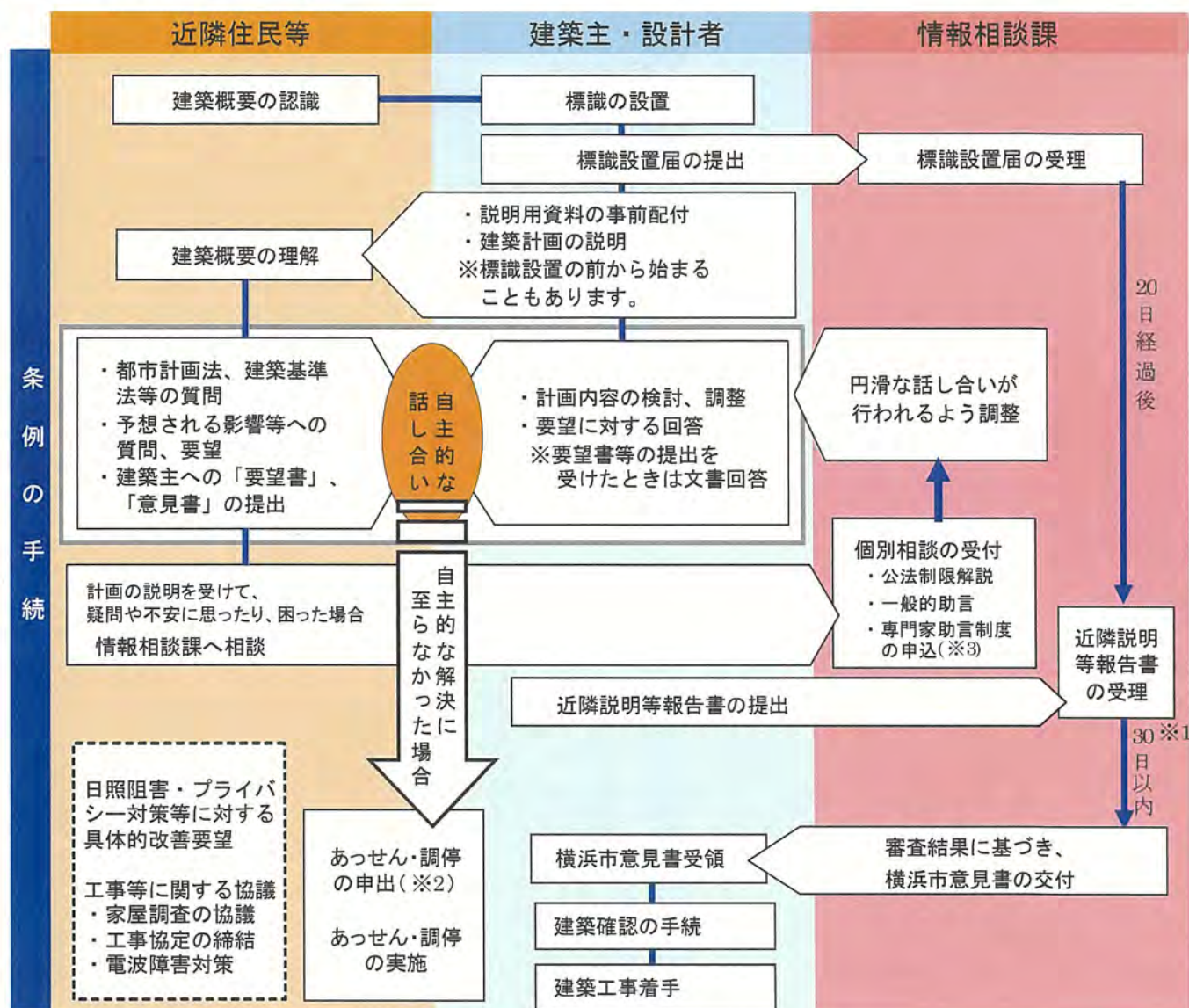
建築計画により、皆様の建物に深刻な日照障害が生じる、プライバシーが確保できるか不安である、工事に伴う被害が予想される、など心配な点がある場合は、建築主側と話し合ってください。なお、説明を受けた建築計画は合法的なものと考えられます（建築基準法による確認手続等でチェックされるため）。

行政（横浜市）は民事上の問題には介入できませんが、双方自主的な解決ができないと感じた場合は、専門家の派遣、あっせん・調停など、解決に向けて支援する制度がありますので、建築局情報相談課までご相談ください。



※お互いが一方的な主張に終始すると、話し合いが成立せず双方にとって不利益です。

条例の手続の流れ



(※1)正当な理由がある場合は期間を延長することがあります。延べ面積の合計が200㎡以下の建築物については20日以内。

(※2)申出は建築工事着手前に行ってください。ただし、施工に関するもの及び建物躯体に変更を伴わないもの等は工事完了まで、電波障害に関するものは工事完了後1年以内まで申し出を行うことができます。

(※3)制度の利用にあたっては、事前に建築主等から計画の説明を受けてください。詳細は情報相談課までご相談ください。

横浜市の紛争調整制度について

- ◇ 「専門家助言制度」とは・・・中高層建築物等の建築に係る専門的な事項について、一級建築士・弁護士が、中立的な立場で適切な助言を行い、紛争の未然防止又は自主的・円満な解決に役立てることを目的としています。
- ◇ 「あっせん」とは・・・横浜市が当事者間の話し合いの場を設定します。市の職員が話し合いの場に同席し、当事者間の話し合いが円滑に進むよう協力、支援します。
- ◇ 「調停」とは・・・建築・都市計画・法律・環境等に関する学識経験者などの調停委員が専門的かつ公平な立場から、当事者双方の事情を聴取し、必要に応じて調停案を提示します。

条例の手続後の流れについて

- ◇ 建築確認の申請：建築主は、建築基準法に基づき指定確認検査機関等に確認申請を行います。
- ◇ 建築確認済証の交付：指定確認検査機関等は申請された建築計画が建築基準関係規定に適合していることを確認して、確認済証を交付します。
- ◇ 工事着手：建築主は、確認済証の交付を受けた後に、建築工事に着手できます。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。
横浜市建築局情報相談課（市庁舎 25 階） 電話 045-671-2350

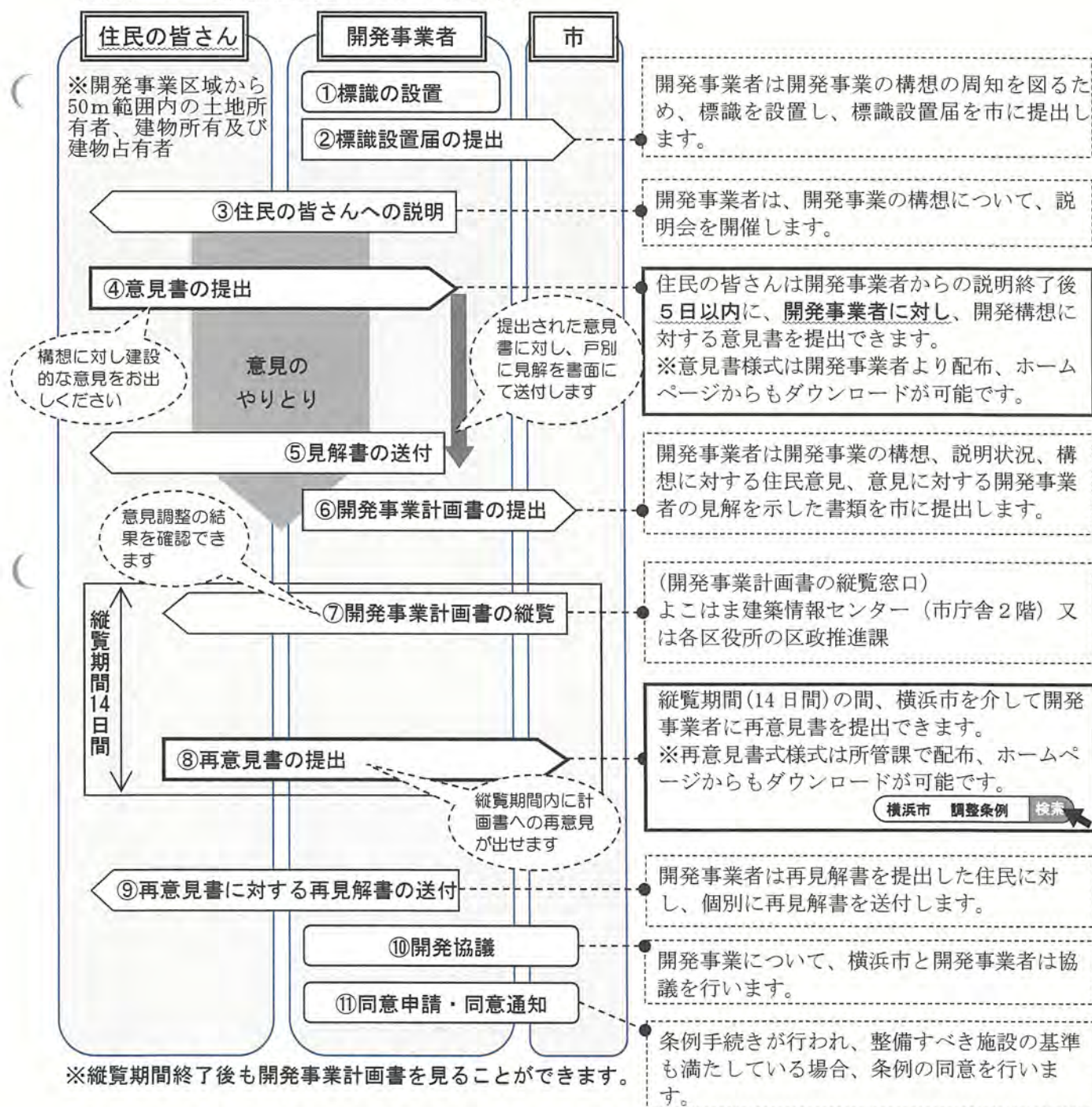
開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。



(説明会用)

意見書の提出期限・説明者について

※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。

●意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に関する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(最終の説明会開催日の翌日から5日間)

令和6年 6月 20日 (木) 消印有効

●開発事業の構想に関する説明者

(氏 名) 横浜市 建築局 公共建築部 施設整備課
担当: 宮原・齋藤・櫻井
(連絡先) 045-671-2973

横浜市の所管課・お問合せ先について

※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。

	担当課	エリア別	電話番号
☐	建築局 宅地審査課	北部 (緑・青葉・都筑)	045-671-4515
☐	〃	西部 (南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516
☐	〃	南部 (港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517
☐	〃	東部 (鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518
☐	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521
☒	建築局 情報相談課	市域全域 (開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)	045-671-2350

開発事業の構想に対する意見書

この度、説明いたしました開発事業の構想についての意見がございましたら、この用紙に記入いただき、下記の提出先まで提出くださいますようお願いいたします。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第 12 条の規定により行われるものです。

氏名	
住所	
意見	

<意見書の提出先及び提出方法> (開発事業者記入欄)

提出先：〒231-0005
横浜市中区本町 6-50-10 24 階
建築局 公共建築部 施設整備課 宮原・齋藤・櫻井 宛

提出方法：郵送

開発事業計画の概要	開発事業者名	横浜市建築局長 鵜澤聡明
	開発事業区域に含まれる土地の地名地番	金沢区六浦五丁目 1538 番 208、1635 番 2
	開発事業計画番号	
	説明日	令和 6 年 6 月 14 日、令和 6 年 6 月 15 日